

知っていますか？

しゅうがくえんじょせいど

大田原市就学援助制度



経済的な理由によって、生活に不安を抱えている児童生徒の保護者の方に学用品費、給食費などの援助を行っています。

どんな費用が援助されるの？

学用品費



校外活動費

(遠足・宿泊学習など)



給食費



この他、修学旅行費、新入学学用品費などがあります。

就学援助の対象となる条件は？

- ①生活保護世帯（申請書の提出は必要ありません。）
- ②生活保護を受けていないが、所得が低く支援が必要と認められるご家庭
※詳しくは、後ろのページをご覧ください。
- ③児童扶養手当を受けているご家庭
- ④その他特別な理由（災害、失業等）で、生活が困窮しているご家庭

どうやって申請するの？

まずは、下記用紙を切り取り、お子さんが通学している学校へ提出し、申請書をお受け取りください。その後、申請書に必要事項を記入し学校に提出してください。認定になる場合は、申請があった月の翌月分から支給の対象になります。4月分から支給を希望する場合は、令和7年3月14日（金）までに申請書を提出してください。

きりとり

就学援助費支給申請書を希望します。

記 入 日	令和 年 月 日
保護者氏名	
児童生徒氏名（学年・組） ※複数いる場合は、連名でご記入ください。	

どんな世帯が対象になるの？

生活保護を受けている世帯(要保護)と、生活保護に準じて困窮している世帯(準要保護)が対象です。生活保護に準じて困窮している世帯(準要保護)とは、児童扶養手当を受給している世帯、前年の世帯所得合計が次の表の金額くらいで、援助が必要と認められる世帯 などです。

世帯状況	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
前年の世帯所得合計目安	180 万円	240 万円	290 万円	340 万円

※上記はあくまでも目安です。世帯員の年齢等により基準は異なります。

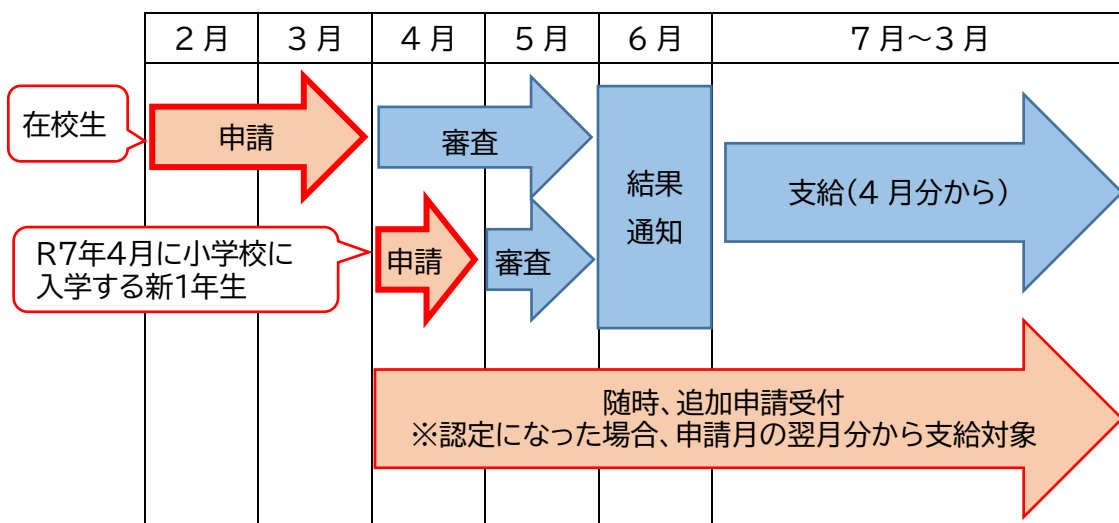
令和7年度の支給内容

認定になると、次の項目の援助が受けられます。

区分 支給項目	認定区分		支給額(年額)		備考
	要保護	準要保護	小学校	中学校	
学校給食費	生活保護費から支給	○	自己負担額	自己負担額	学校給食費に直接充当
学用品費		○	11,630 円	22,730 円	
通学用品費		○	2,270 円	2,270 円	2 年生以上
新入学児童生徒学用品費		○	57,060 円	63,000 円	4月から認定の新1年生のみ
校外活動費(宿泊なし)		○	1,600 円まで	2,310 円まで	
校外活動費(宿泊あり)		○	3,690 円まで	6,210 円まで	
修学旅行費	○	○	自己負担額	自己負担額	
医療費	○	△	現物給付	現物給付	う歯等学校病のみ対象 医療費助成優先

※住所が市外の場合や市外の学校に通学している場合は、支給項目が異なります。そのため、住所地と学校所在地の教育委員会、両方に就学援助費の申請を行う必要があります。

申請から支給までの流れ



制度のこと、心配ごとなど、お気軽にお問い合わせください！
大田原市教育委員会 学校教育課 TEL 0287-23-3124